

2026年4月1日開始

市内に住む親世帯と同居・近居するため、市内で住宅  
を取得・増改築する方へ補助金を交付します

## 狭山市親世帯安心同居・近居補助金

### 補助額

新築・購入  
**30**万円

増改築  
工事費の**20%**  
(上限20万円)



申請書のダウンロードや詳細  
については、市公式ホーム  
ページで案内しております

申請・お問合せ

福祉部福祉政策課（市庁舎1階15番窓口）

〒350-1380

狭山市入間川1丁目23番5号

☎ 04-2937-7562（9:00～16:30）

✉ fukusiseisaku@city.sayama.saitama.jp

# 狭山市親世帯安心同居・近居補助金の概要

## 補助対象の要件

【対象者】 下記の要件すべてに当てはまる方が対象です

- 申請日において、親のどちらかが65歳以上であること（単身の場合はその者が65歳以上）
- 申請日において、子世帯の世帯主または配偶者の年齢が46歳未満であること
- 親世帯の世帯員は、申請日において、本市の住民基本台帳に記録されてから3年以上が経過していること
- 子世帯の世帯員は、申請日において、本市の住民基本台帳に記録されていること
- 子世帯の世帯員全員が、申請日の前3年以内に本市に転入した世帯で、単身ではない世帯であること
- 新築、購入または増改築した住宅に交付決定の日から起算して5年以上居住すること
- 補助対象世帯員が、過去に本補助金および「狭山市若い世代の住宅ストック循環促進補助金」の交付決定を受けたことがないこと
- 補助対象世帯員が、市税等の滞納がないこと
- 自治会に加入していること、または加入する意思があること

【対象住宅】

- 補助対象者が、自ら居住する住宅であること
- 新築および購入の場合は、申請日前3年以内に所有権の保存または移転の登記がされている住宅であること
- 購入の場合は、売買契約時において築20年未満の住宅であること
- 増改築の場合は、工事の内容が世帯員の増加に伴い必要となるものであって、工事請負契約の当事者が補助対象世帯員のいずれかであり、申請日前3年以内に工事が完了していること
- 新築、購入または増改築した住宅の居住部分の壁芯面積が50㎡以上であること

## 申請方法・必要書類

下記必要書類を揃え、担当課まで持参または郵送により提出してください

【必要書類】

- ①狭山市親世帯安心同居・近居補助金交付申請書
  - ②補助対象世帯員（子世帯・親世帯）の住民票
  - ③子世帯の戸籍謄本等、親世帯と子世帯が親子関係にあることが分かる書類
  - ④補助対象住宅の工事請書契約書または売買契約書の写し等、新築または購入および増改築に要した費用および契約の当事者が確認できる書類
  - ⑤補助対象住宅の全部事項証明書（建物）
  - ⑥建築基準法に規定する検査済証の写し（住宅を新築した場合）
  - ⑦狭山市親世帯安心同居・近居補助金誓約書兼同意書
  - ⑧補助対象世帯員の市税に滞納がないことの証明書
- ※①、⑦の書類は、市公式ホームページからダウンロードできます

本補助金とセットで利用すると、住宅ローンの金利優遇が受けられる場合があります。

詳しくはこちら▶

狭山市 フラット35 地域連携型

検索

2029年3月31日までの制度です